情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革推進本部設置規程

平成27年9月25日 厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案を踏まえ、情報セキュリティの全省的な強化を含めた再発防止策を着実に実施していくため、情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 4 副本部長は、厚生労働事務次官及び厚生労働審議官をもって充てる。
- 5 本部員は、別紙に掲げる者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、 本部員を追加することができる。
- 6 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は、政策企画官(大臣官房総務課併任)をもって充てる。
- 4 事務局員は、社会保障審議会年金事業管理部会運営担当参与及び本部長が必要と認める者とする。
- 5 事務局の庶務は、年金局事業企画課及び情報政策担当参事官室の協力を得て、 大臣官房総務課において処理する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が 別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別紙

大臣官房長 総括審議官(国会担当) 総括審議官(国際担当) 技術総括審議官 統計情報部長 医政局長 健康局長 医薬・生活衛生局長 労働基準局長 職業安定局長 職業能力開発局長 雇用均等•児童家庭局長 社会•援護局長 老健局長 保険局長 年金局長 年金管理審議官 政策統括官(社会保障担当) 政策統括官(労働担当) 情報政策•政策評価審議官 中央労働委員会事務局長